

この度公布された、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第5号）」等の概要及び留意事項について通知します。

5 文科教第 1873 号
令和 6 年 3 月 21 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長
令和4年度までに免許状更新講習の
開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について
(通知)

このたび、別添1のとおり「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号。以下「改正省令」という。）が令和6年3月21日に公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。また、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を改正しました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公立大学及び各指定教員養成機関並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の開設者におかれては、下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に係る措置を実施するため、別紙3の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

（1）介護等体験の実施に関する特例の延長について

小学校又は中学校の教諭の普通免許状の取得に当たって必要な介護等体験については、令和2年度から令和5年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例（以下単に「特例」という。）を設けている。

新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に係る医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置付けについても、令和5年5月8日より、「新型インフルエンザ等感染症」（いわゆる2類相当）から「5類感染症」に移行されたところであるが、介護等体験については、その受入れ施設の性質上、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高

齢者等への配慮から、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から、令和6年度についても引き続き特例を延長する。

(2) 介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化するとともに、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている中、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和4年5月に成立し、令和6年4月1日より施行される。

同法第12条に定める「女性自立支援施設」は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設であり、具体的には、例えば、支援対象者の就労支援や、医療・役所・家族・買い物等への同行などの支援を行うことが想定されている。

教師を目指す学生が、このような支援を体験することにより、様々な問題を抱える支援対象者との直接的な交流から、その支援の意義や方法等について学ぶことは、介護等体験の「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会の理念に関する認識を深める」という趣旨にかなったものと考えられることから、当該施設を介護等体験の対象施設として追加することとする。

(3) 児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）により、改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援」のうち「医療型児童発達支援」を廃止し、同条第2項に規定する「児童発達支援」に一元化することとされた。

上記の改正を受け、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「介護等体験省令」という。）第2条第2号において介護等体験の対象施設として規定されている「障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設」から「医療型児童発達支援」を削るとともに、改正省令の施行前に「医療型児童発達支援」を行う施設において介護等体験を実施した者が、引き続き当該体験を介護等体験としての期間に算入できるよう、所要の経過措置を設けることとする。

2 改正の内容

(1) 介護等体験の実施に関する特例の延長について

- ① 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、介護等体験省令第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

(改正省令本則関係)

- ② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度から令和6年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 課程認定大学等（免許法別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る教職課程を有する大学、同表備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和6年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和6年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和6年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する課程認定大学等において、令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者

キ 令和4年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正

する法律（令和4年法律第40号）第2条の規定による改正前の免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習であつて、文部科学大臣が、令和5年2月28日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していたものの課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

③ その他

- ・ 上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして課程認定大学等が認めた科目があるときは、当該大学等は当該科目をインターネットの利用等により公表すること。
- ・ 上記②カの指定科目の指定に関して、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定すること
- ・ 上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し、必要な事項を定めたこと

など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

（2）介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

介護等体験省令第2条に「十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設」を加え、同条第13号を第14号とすること。

（改正省令本則関係）

（3）児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

① 介護等体験省令第2条第2号中「、医療型児童発達支援」を削ること。

（改正省令本則関係）

② ①に伴い、次のア及びイの経過措置を設けること。

ア 改正省令の施行の日前に同省令による改正前の介護等体験省令第2条第2号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において介護等体験を行った者に係る介護等体験の期間については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等体験の期間を通算するものとする。

イ アの場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等一部改正法による改正前の児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する介護等体験省令第4条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第11条の規定

により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

(改正省令附則第2条関係)

3 施行日

令和6年4月1日から施行することとしたこと。

4 留意事項

(1) 介護等体験の実施について

① 介護等体験の内容について

ア 介護等体験の内容については、介護等体験法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）において行われた教育実習又は学校体験活動や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験に相当する体験が行われた部分についてのみ、介護等体験としての期間に算入すること。また、証明書を発行する際は当該体験が行われた部分のみの期間を記入すること。

イ 1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

ウ 介護等体験の期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。また、

期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。7日間のうち、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいが、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。

エ 介護等体験法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

オ その他、介護等体験の実施に係る留意事項については、「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）も確認すること。

② 特例の適用について

ア 「教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うという介護等体験の趣旨や、近年の特別な支援を要する児童生徒数の増加などに鑑みれば、教師を目指す学生にとって、可能な限り、特例によらず対面による当該体験の機会を提供することは重要である。については、令和6年度において特例の延長は行うものの、可能な限り対面での介護等体験の実施を優先的に検討することとし、対面での実施が可能であるにも関わらず安易に特例を適用することのないようにすること。

イ 対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても（例えば、特別支援学校・特別支援学級のみで7日間の体験を行う等）法令上は差し支えなく、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。

ウ 令和7年度以降は、原則として特例の延長は行わないこと。

③ 特例の内容について

ア 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

- i 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定4に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

- ii 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度から令和5年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていたところ、令和6年度については、受入施設等における面会に係る取扱いなどを確認の上で判断すること。なお、②イのとおり、対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても法令上は差し支えないこと。

- イ 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

- ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、介護等体験省令第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を

- 判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。
 - iv 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各課程認定大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。
- エ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定1(4)に定める措置を行おうとする課程認定大学等は、事前に別紙1の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出した上で、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。なお、届出書により届け出た内容に変更が生じる場合は、変更を行う前に届出書の差替えを提出すること。
 - ii 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する(レポートを提出させ、その成果を確認する)ことにより行うこと。
 - iii 上記レポートの確認に当たっては、1)上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2)その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね600~800字ずつ計1,200~1,600字程度以上を目安とすること。
上記の確認に当たっては、例えば、別紙2の「視覚障害児/聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できる

ものであれば、各課程認定大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。

iv 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。

v 「在学」には、科目等履修生として課程認定大学等に「在籍」することも含まれること。

オ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について

i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。

ii 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

カ 指定の申請について

i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

キ 介護等体験代替措置対象者の証明書について

i 介護等体験免除者に係る大臣決定 4 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると課程認定大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、当該大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。

ii 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知する

こと。

- iii 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

ク 介護等体験の代替措置となる免許状更新講習について

- i 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の施行により、教員免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める免許状更新講習については令和4年7月1日以降は実施されていないところ、令和4年6月30日以前に令和5年2月28日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していた免許状更新講習（以下、「特定講習」という。）を受講し、令和4年度までに18時間以上の履修の認定を受けた者は、引き続き、本特例の適用対象となること。
- ii 「「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の成立を踏まえた免許状更新講習の扱いについて」（令和4年6月3日付け4教教人第4号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）2（5）のとおり、令和4年6月30日までに実施した更新講習における、更新講習としての修了証明書又は一部履修証明書の発行については、同年7月1日付けで証明書の根拠規定が削除されたものの、同日以降の日付で発行することは可能であること。また、令和5年度以降も、令和4年度までの特定講習の履修に基づき特例を申請することが可能であることを踏まえ、特定講習を開設していた大学等においては、当面の間、受講者の請求に応じて証明書を発行できるよう適切な文書管理等に努められたいこと。

④ 令和2年度から令和6年度までの間に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて

ア 遠隔による介護等体験の要件

遠隔による介護等体験の実施に当たっては、以下の事項をその要件とすること。なお、4（1）②アのとおり、対面での実施が可能であるにも関わらず、安易に遠隔での実施によることのないようにすること。

- i 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ii 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）

イ 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- i 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、課程認定大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ii 課程認定大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

⑤ 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

課程認定大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校又は小学校・中学校の特別支援学級で行う教育実習は、介護等体験と兼ねて実施したりするなど、教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

(2) 教育実習の実施に関する特例の終了について

介護等体験特例と同様に令和2年度から令和5年度まで措置している新型コロナウイルス感染症に係る教育実習に関する特例については、令和3年度時点で、同年度の教育実習実施者のうち98.7%の者が通常どおり教育実習を実施している状況等を踏まえ、令和6年度については特例の延長は行わないこと。

(3) 女性自立支援施設における介護等体験の実施に係る留意事項について

女性自立支援施設においては、支援対象者の安全の確保のため、その所在地等を秘匿している施設もある。そのため、介護等体験の実施の有無にかかわらず、当該施設に関する情報については、十分注意して取り扱う必要があることに留意すること。

添付資料：

別添1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号）

別添2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科

学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。)

別紙1 「利用許諾条件書」

別紙2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」

別紙3 「指定科目実施要領」

参考資料1 「小中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について」（概要）

参考資料2 「介護等体験を行うことができる施設（令和6年度以降）」

参考資料3 「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許・研修企画室法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第五号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号。附則第二条において「免許特例法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設</p> <p>三 十二 「略」</p> <p>十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設</p> <p>十四 「略」</p> <p>附 則</p> <p>2 令和二年度から令和六年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>	<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設</p> <p>三 十二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十三 「同上」</p> <p>附 則</p> <p>2 令和二年度から令和五年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の免許特例法施行規則第二条第二号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下この条において「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により読み替えられた教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項の規定による体験（以下この条において「介護等の体験」という。）を行つた者に対する同項の規定の適用については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行つた介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項において「児童福祉法等一部改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第十一条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

(令和四年三月二十五日一部改正)

(令和五年二月二十八日一部改正)

(令和六年三月二十一日最終改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度から令和六年度までの間において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であつて、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

（1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」

- という。)による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。)において、令和六年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者
- (2) 令和六年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者
- (3) 令和六年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号)第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者
- (4) 在学する課程認定大学等において、令和六年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育(以下「免許法認定通信教育」という。)の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- (5) 令和六年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和六年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目(以下「指定科目」という。)の単位を一単位以上修得した者
- (7) 令和四年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和四年法律第四十号)第二条の規定による改正前の免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)であって、文部科学大臣が、令和五年二月二十八日の改正前の本決定により指定していたもの(以下「特定講習」という。)の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1(2)の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

- (1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 証明書について

(1) 1 (1) から (7) までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1 (1) から (7) までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。

(2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

イ 1 (1) から (3) までに定める科目を開設する課程認定大学等 1 (1) から (3) までに掲げる者

ロ 1 (4) に掲げる者の在学する課程認定大学等 1 (4) に掲げる者

ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1 (5) に掲げる者

ニ 1 (6) により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1 (6) に掲げる者

(3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。

(4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月日最終改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和2年度から令和6年度までの間において介護等の体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名
(旧 姓)
(通称名)

利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、同意書（第1条に定めるものをいう。）を提出した「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）1.（1）に規定する課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

(1) 利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・視覚障害児の教育課程及び指導法（令和6年度前期・全15回）
- ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和6年度前期・全15回）

(2) 利用目的

介護等体験免除者に係る大臣決定1.（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

(3) 利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ①丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ②受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第1条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和7年3月31日までとする。

第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

丙 同意書記載のとおり

同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和6年度前期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和6年度前期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) kaigo@mext.go.jp 宛てに御提出ください。

視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ
学部・学科・学年	学部 学科 コース 年 組

1. 学修の成果

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

2. 将来の展望

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月

(令和 3 年 4 月一部改正)

(令和 4 年 3 月一部改正)

(令和 5 年 2 月一部改正)

(令和 6 年 3 月最終改正)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 6 年 3 月 21 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 6 年度に開設する免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、令和6年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

③特例の内容について

- ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について
- 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。
- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
 - ii 介護等体験は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
 - iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方に關し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手続

（1）指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和6年3月21日付け5文科教第〇〇号文部科学省総合教育政策局長通知）

申請期限：（1次指定）令和6年4月18日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目指定申請書提出（介護等体験代替措置）

（2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

（3）変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目としての指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和6年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.44～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期：開設者による変更決定後速やかに

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目変更届出書提出（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和6年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 44～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目の廃止（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和5年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定4（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○長
○○○○

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

○○○○学（R6認定通信）
○○論（R6認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和6年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（○○○○学（R6認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○長
○ ○ ○ ○

このたび、別添の「令和6年度○○○○大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	○○○○学（R6認定通信）
なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和6年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 指定科目受講申込書（作成例）

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成		
氏名 (旧姓) (通称名)				年	月	日
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村					
	(TEL) - - (携帯) - -					

(顔写真)

縦 36～40
横 24～30
mm

○ 受講を希望する指定科目について記入してください。

科目の名称	講習期間	単位数
〇〇〇〇学 (R6 認定通信)	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	〇単位

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度から令和6年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の指定科目の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

小中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について

- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。
- 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正及び文部科学大臣決定）。※学年を問わず対象

＜代替措置の内容＞

(1) 大学等において、令和6年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和6年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和6年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和6年度までに（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和6年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者（※5）

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

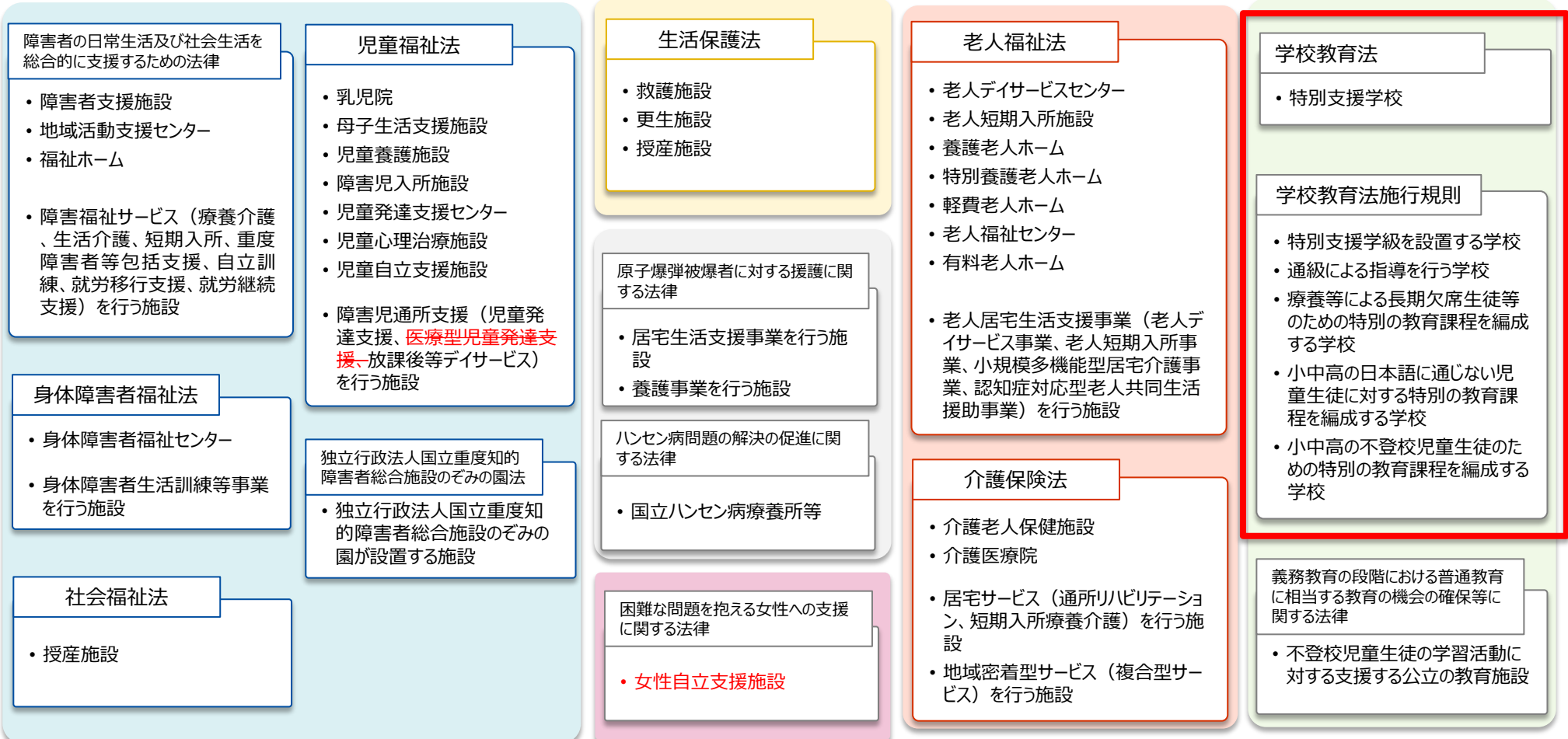
※5：免許更新制の解消に伴い、令和4年6月30日までに受講した者のみ対象

介護等体験を行うことができる施設

- ・特例法第 2 条第 1 項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。
- ・7 日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



※赤字が今回の変更箇所

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における基本的な感染対策の考え方等についてお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を参考に、適切に御対応いただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和5年5月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学省所轄学校法人担当課
放送大学学園担当課
文部科学省が所管する各独立行政法人担当課
各指定教員養成機関担当課
令和4年度までに免許状認定講習の開設者の指定を受けた各法人の長

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における
新型コロナウイルス感染症対策について（周知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行されました。これまで3年余にわたり、教育実習及び介護等体験の実施と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じ、御対応いただいた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針等に沿って対応いただいたところ、本年5月8日付けの新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針や政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されました。

このため、本年5月8日以降、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことにな

り、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

新型コロナウイルス感染症下での教育実習及び介護等体験の実施に当たっての留意事項については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」

（4 文科教第 1638 号令和 5 年 2 月 28 日付け文部科学省総合教育政策局長通知。以下「令和 5 年 2 月 28 日付け通知」という。）においてお示ししていたところ、5 類感染症への移行後においては、政府として一律に感染症対策を求めることはありませんが、大学等において、季節性インフルエンザ等の他の感染症と同様、感染拡大を防止する観点から、教育実習及び介護等体験の実施に当たっては、受け入れ施設等の方針等に従い、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていただくことが重要となります。

教育実習及び介護等体験は、大学の教育研究活動の一部であるとともに、受入施設の活動の一部を体験することから、既に周知済みの大学及び学校等における新型コロナウイルス感染症対策について留意いただくことに加え、本年 5 月 8 日以降の教育実習及び介護等体験における基本的な感染対策の考え方について、下記のとおりお知らせしますので、今後、各大学等におかれては、これらを参考に適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、令和 5 年 2 月 28 日付け通知で周知した、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正による教育実習及び介護等体験の実施に関する特例については、令和 5 年度中は引き続き継続することを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人及び文部科学省所轄学校法人におかれてはその設置する大学及び学校に対して、大学を設置する各地方公共団体におかれてはその設置する大学に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1. 令和 5 年 5 月 8 日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 令和 5 年 5 月 8 日以降の基本的な感染対策については、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになったこと。
 - (2) 教育実習及び介護等体験の実施に当たっては、今後は、各大学等において、受入施設と連携しつつ、季節性インフルエンザ等の他の感染症と同様、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていただくことが重要となることから、以下を参考にさせていただきつつ、各大学等において適切に御対応いただきたいこと。

① 教育実習について

令和 5 年 5 月 8 日以降は、各学校において、時々の感染状況に応じた対策を講じて

いくこととなったことを踏まえ、教育実習の実施に当たっては、大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」も確認しつつ、学校における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、受入先の学校における感染症対策に関する方針や指示に従うこと。また、受入先の学校の方針や指示について、学生に十分に理解させること。

なお、教育実習中のマスク着用の取扱いについては、「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）も参照すること。

② 介護等体験について

令和5年5月8日以降は、各施設において、時々の感染状況に応じた対策を講じていくこととなった。

大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」や、こども家庭庁・厚生労働省から通知される留意事項等も踏まえつつ、介護等体験の受入施設においては基礎疾患がある方や障害者、高齢者等、5類引き下げ後も引き続き新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い者もいることを十分に踏まえ、マスクの着用等の要否も含めて、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について受入施設に十分に確認し、受入施設に応じて、その方針や指示に従うこと。また、受入施設の方針や指示について、学生に十分に理解させること。

2. その他

令和5年2月28日付け通知で周知した、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部改正による教育実習及び介護等体験の実施に関する特例については、令和5年度中は引き続き継続すること。なお、本特例に関する令和6年度以降の取扱いについては未定であること。

（参考）関連通知等

- 「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_1.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～）
https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- 「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- 「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>

<本件連絡先>

（教育実習について）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係

Mail : kyo-men@mext.go.jp

TEL : 03-5253-4111（内線：2453）

（介護等体験について）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係

Mail : menkyo@mext.go.jp

TEL : 03-5253-4111（内線：3969）